



平成 27 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社アジアゲートホールディングス
代表者名 代表取締役社長 金井 壮
(コード：1783 ジャスダック)
問合せ先 管 理 本 部 長 黒澤 洋史
(TEL 03-5572-7848)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) (以下「改正会社法」と言います。) により新たに設立された「監査等委員会設置会社」に移行すること、及び「定款一部変更の件」を本年 12 月 25 日開催予定の第 70 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社のさらなる企業価値の向上を図る観点から、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む。)に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

本年 12 月 25 日開催予定の第 70 期定時株主総会において、必要な定款変更等についてのご承認を頂き、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 改正会社法により、責任限定契約を締結することが出来る役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきまして、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 27 条(取締役の責任免除)を新設するものであります。
- ③ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

本件定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程 (予定)

定 款 変 更 の た め の 定 時 株 主 総 会
定 款 変 更 の 効 力 発 生 日

平成 27 年 12 月 25 日

平成 27 年 12 月 25 日

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役会のほか次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人 <p>第 5 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 17 条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(取締役の選任・解任)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会において選任・解任する。</p> <p>② 当社の取締役は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>③ 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役会のほか次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 監査等委員会 (削 除) 3 会計監査人 <p>第 5 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任・解任)</p> <p>第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>② 当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>③ 当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第22条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p>
<p>第23条～第24条（条文省略）</p>	<p>第23条～第24条（現行どおり）</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>（報酬等）</p>	<p>（報酬等）</p>
<p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>（取締役の責任免除）</p>	<p>（取締役の責任免除）</p>
<p>第26条 （条文省略）</p>	<p>第27条（現行どおり）</p>
<p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</u></p>	<p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</u></p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>（監査役の員数）</p>	<p>（削 除）</p>
<p>第27条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>（削 除）</p>
<p>（監査役の選任）</p>	<p>（削 除）</p>
<p>第28条 当社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数によって選任する。</p> <p>（監査役の任期）</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>（削 除）</p> <p>（削 除）</p>

